

令和3年2月8日

市民・事業者の皆様へ

新居浜市長 石川 勝行

新型コロナウイルス感染症に関する特別警戒期間の延長について

市民・事業者の皆様には、日常生活や社会経済活動において、新型コロナウイルス感染症の拡大回避行動を実践いただき、感謝申し上げます。

さて、愛媛県では、年明けに顕著となった感染拡大を抑え込むために、1月8日以降を「特別警戒期間」として県内全域において特別措置法に基づく行動自粛等の要請を行ってきました。この間、皆様方のご理解とご協力のおかげで、県内の感染状況は、はっきりと減少傾向に転じてきています。

このような状況を受け、療養・入院患者の状況も相当程度改善されてはおりますが、現在70歳以上の方が入院患者の7割以上を占め、医療現場の負担のピークは越えていません。加えて10都府県を対象にした、国の緊急事態宣言が延長されるなど、依然として強い警戒が必要です。

これらのことを踏まえ、中村知事は愛媛県における「特別警戒期間」を3月7日まで再延長することを発表いたしました。

これにより、現在お願いしています、日常生活における行動自粛等につきましては、特別措置法に基づき、引き続き要請されています。市民の皆様には、特に市外・県外からの持ち込み・持ち帰りリスクには気を付けていただき、緊急事態宣言下にある特定都府県はもとより、感染拡大が収まっていない地域との不要不急の往来や、これらの地域の方々との会食は、基本的に自粛していただきますようお願いいたします。

また最も避けなければならないのは、家庭内感染を通じて医療機関や高齢者施設等にウイルスが持ち込まれ、施設内に広がることです。医療・福祉関係者や、こうした方と同居されている皆様におかれましては、できる限り、ご家族以外の会食を控えていただくようお願いいたします。

1月8日から約4週間が経過し、時短要請のなかった新居浜市ではありますが、飲食店のみならず、関係する多くの事業者の方々に、厳しい経営環境のなかで耐えていただいております。

愛媛県では、2月8日から、県民限定の県内宿泊旅行の割引を追加発行するとともに、GoTo イートの新規販売を再開します。

新居浜市におきましても、あかがねポイントを利用した消費回復策を実施するなど、市内の事業者・生産者を応援してまいります。

市民の皆様におかれましては、「4人以下の少人数で、長時間は避け、同居のご家族やいつも顔を合わせているメンバーでの会食の徹底」や「感染拡大地域の方々との会食は避けていただく」など感染拡大防止策の徹底を前提に、市内の飲食店や取引事業者の皆様を応援する気持ちを持って、ご利用いただき、新居浜市の経済の回復にご協力をいただきますようお願いいたします。

新居浜市においては、これまでに感染が確認された事例について、すべて囲い込みは終了しており、飲食店から感染が拡大したケースもありません。しかしながら、少しの油断や気の緩みが、即座に感染拡大に繋がります。多くの方々にとって特別な節目の時期となる3月、4月を笑顔で迎えられるよう、決して警戒を緩めることなく、一層の感染回避行動の徹底をお願いいたします。